

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和6年2月16日

北海道留萌振興局長 工藤 公仁

1 業務名

るもい地域農畜産物等PR事業委託業務

2 目的

本業務では、首都圏での「るもいフェア」において、農産品等の試食による「食のおもてなし」や、地域資源の魅力を伝える展示などの取組を通じて、管内の食や自然等に魅力を感じる首都圏住民に効果的なPRを行い、SNSやキャンペーン等により来場者との継続的なつながりを構築して、リピーター化に結びつけることで、新たな「るもい」ファンの獲得・リピーター化のプロセスを確立させる。

3 委託業務の内容

委託する業務の内容は次のとおり。なお、業務の遂行に当たっては事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、委託者と協議の上、実施すること。

- (1) るもいに魅力を感じる首都圏住民との継続的なつながりを作る企画、及びフェア開催を含む全体プロセスの提案
 - ・ るもいに魅力を感じる首都圏住民との継続的なつながりを作るプロセスについては、以下の案を参考として作成するものとし、提案に応じて項目を付け足すなど適時改変すること。
 - ・ なお、案にある文言・施策・評価指標は参考であり、文言については本文を優先し、施策や評価指標は提案に合わせて設定すること。
 - ・ 評価指標については、基本、受託者が収集・分析・報告するものとし、受託者側が把握できない指標などについては、委託者と受託者が別途協議した上で項目や手法を決定すること。
 - ・ るもいに魅力を感じる首都圏住民との継続的なつながりを作る企画について、次の実施主体者毎に提案するものとし、目的の達成に効果的な手段・媒体等がある場合は、具体的に提案すること。
 - ① 受託者（インフルエンサー等に依頼する場合を含む）が行う企画の提案・実施
 - ② 委託者が行う企画の提案
 - ③ 地域関係団体など第三者が行う企画の提案
 - ・ 受託者がインフルエンサー等に依頼して実施する場合は、内容等について事前に委託者と協議すること。



(2) 地域資源の魅力を伝え、来場者とのつながりを促すフェアの内容、及び開催運営の提案

ア 「食のおもてなし」をテーマとしたフェアの内容の提案

- ・フェアの名称は「北海道のひだり上るもいフェア」（サブタイトルは自由）とし、ロゴは右記のものを使用すること。
- ・開催時期は、原則として令和6年7～8月、2日間以上とすること。ただし、メロンやサクランボをメインに据えたPRを行いたいので、受託後に生育状況等を委託者に確認の上、開催日程を調整すること。
- ・開催場所は、集客が見込める首都圏のイベントスペース等とし、目的の達成に効果的な会場の提案がある場合は、選定理由を添え、具体的な場所・店名を提案すること。
- ・開催規模として、1.5mブース×12か所程度を確保すること。
- ・開催内容(ブース割当イメージ)は以下を基本とし、必要に応じて変更して提案すること。
 - ① 農畜産物・水産物・加工品等の物販ブース（4事業者、7ブース程度を想定）
 - ② 試食・試供品配付ブース（振興局・市町村で3団体、3ブース程度を想定）
 - ③ 有人ブース（詳細は後述イを参照。2ブース程度を想定）
 - ④ 地域資源の魅力を伝える展示・（詳細は後述イを参照）
- ・物販ブースの事業者について、選定は委託者が調整するものとし、選定から開催までの調整は受託者が行い、開催時は受託者が開催運営と合わせて対応すること。
- ・試食・試供品配付ブースにおける試供品・試食品（紙皿・割り箸等、試食等で必要な雑品を含む）の購入費や市町村職員の旅費は、振興局からの委託費とは別に次の市町村から拠出されるが、前述の用途以外に使用できないため留意すること。



【事業費を拠出する市町村及び金額】

留萌市・増毛町・小平町・苫前町・羽幌町・初山別村・遠別町・天塩町 計 2,000 千円

- ・試供品・試食品の選定～配送までの調整は委託者が行うものとし、会場到着後の保管管理は受託者が、試食品の加工や試供品の提供は委託者・市町村が行うものとする。
 - ・市町村の派遣調整は委託者が行い、開催時は受託者が開催運営と合わせて対応すること。
 - ・なお、試食・試供品配付に合わせ行うPR方法についても提案すること。
- イ 地域資源の魅力を伝える展示と、来場者が魅力を感じる体験をすることで強固につながる有人ブースの提案
- ・留萌管内が持つ食や自然、観光といった地域資源の魅力を伝える展示について、会場の客層や開催目的を踏まえて行うこと。
 - ・有人ブースの設置内容については、来場者が魅力を感じる体験ができるものとし、関係性がより強固につながる内容や、産地への来訪などの来場者の行動を促す内容とすること。
 - ・有人ブースには専門家やインフルエンサー等の担当者を配置するものとし、その際の経費は受託者が負担すること。
- ウ 来場者満足度を重視したフェアの開催運営
- ・目的に沿いつつ来場者満足度を重視したフェアが開催できるよう、効率的かつ円滑な開催に必要な会場設営、人員体制等を提案し、開催時においても委託者と連携して適切な運営を行うこと。
 - ・フェアの開催に必要な会場使用料や什器使用料、倉庫使用料、ノボリや敷布といった共通する装飾品の作成費・購入費を負担すること。
 - ・物販の会計処理については受託者側が行うものとし、会場側への手数料の支払いや事業者への売上の振り込み等についても対応すること。
 - ・試食品加工のための調理スペース（要水回り）を確保すること（売場内には限定しない）。
 - ・物販・試食等に係る保健所との協議・申請については受託者が行うこと。
 - ・会場での告知など、集客促進に効果的な周知広報を行うこと。
（なお、フェア開催に係るプレスリリースは、委託者が行うものとする。）
 - ・フェア開催のデータ収集・分析は受託者が必ず行うものとし、(1)提案の方針に基づき、開催前にデータ収集項目・分析手法を提案の上、実施すること。
- (3) SNS等の関係性を活用して愛着を高め、能動的な行動とリピーター化につなげていく企画の提案
- ・(1)で提案したプロセス・施策・評価指標、(2)で提案したフェアの内容を踏まえ、実施主体者毎に実現可能性を考慮して具体的な企画を提案すること。
 - ① 受託者（インフルエンサー等に依頼する場合を含む）が行う企画の提案・実施
 - ② 委託者が行う企画の提案
 - ③ 地域関係団体など第三者が行う企画の提案
 - ・(2)のフェア開催時に実施する場合は、フェアの企画と絡ませた内容とすること。

- ・(2)のフェア開催後の企画の場合は、開催実績等を踏まえて内容を見直し、委託者と協議の上、報告すること。
- ・受託者がインフルエンサー等に依頼して実施する場合は、内容等について事前に委託者と協議すること。

4 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 単体法人又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。
- (2) 単体法人及びコンソーシアムの構成者は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店等の拠点をも有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 167 号）第 167 条の 4 の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと。

ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）

（ア）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加するものでないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

5 企画提案の審査基準

- ・実施体制、業務遂行能力
- ・企画提案の内容

6 担当部課

北海道留萌振興局 産業振興部 農務課 (担当:野口)

〒077-8585 北海道留萌市住之江町2丁目1-2

電話番号 0164-42-8490 ファックス番号 0164-42-4407

E-mail noguchi.junnya@pref.hokkaido.lg.jp

7 プロポーザル関係書類の交付について

(1) 交付期間

令和6年2月16日(金)から3月4日(月)まで

(土曜日及び日曜日、祝日を除く。交付時間は午前9時から午後5時まで)

(2) 交付方法

上記6の場所で交付する。なお、北海道留萌振興局のホームページにおいてダウンロードすることができる。

8 書類の提出期限、場所及び方法

(1) 参加表明書

次のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和 5 年 5 月 31 日（水）午後 5 時まで（必着）

イ 提出方法 持参（土曜日及び日曜日を除く。受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで）または郵送（レターパック、特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による。

ウ 提出書類 参加表明書及び関係添付資料

エ 提出場所 上記 6 に同じ。

オ 審査結果 文書で通知する。

(2) 企画提案書

企画提案書の提出依頼があった場合にのみ、提出すること。

ア 提出期限 令和 5 年 6 月 15 日（木）午後 5 時まで（必着）

イ 提出方法 持参（土曜日及び日曜日、祝日を除く。受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで）または郵送（レターパック、特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による。

ウ 提出場所 上記 6 に同じ。

9 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

10 最良の提案をした者の選定

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という）を選定する。

11 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続きを行う。

12 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

要

(3) プロポーザル審査会に関する説明

提出された企画提案の内容についてはヒアリング審査を実施する。

ただし、提出数が 3 を超えるときには書類選考を行う場合がある。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 6 に同じ。

(5) 契約保証金について

契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上とするが、免除する場合がある。

(6) その他の留意事項

- ア 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- イ 審査結果及び特定者名は、公表する。
- ウ 詳細は、企画提案指示書による。
- エ 本業務は、自然災害や感染症その他のやむを得ない事情により、委託業務の実施の中止や業務内容を変更する場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により、提案内容を変更するか、契約を行わないことがある。
また、本業務は、令和 5 年度予算配当前の準備行為として行うものであり、予算配当日や配当額の変更などにより委託期間、業務の内容及び委託料の額を変更するか、契約を行わないことがある。
- オ 自然災害や感染症その他のやむを得ない事情により業務の一部中止や実施方法の変更を求める場合がある。